

社会福祉法人 白寿会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 2月 1日～平成30年 1月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：労働者が子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

<対策>

- 平成27年 2月 自社のホームページに行動計画を掲載する。
経営・管理職参加の「計画会議」において、「目標1」の趣旨説明を行う。
各施設に「行動計画」を掲示し、職員会議等で周知を図る。
- 平成27年 3月～ 過去の看護休業の取得に係る実態調査を行う。
- 平成27年 4月 就業規則の変更点の把握。
- 平成27年 5月 就業規則の変更点を理事会・評議員会での承認作業と関係部署への届出。
- 平成27年 6月～ 「目標1」に係る内容を周知するため、各施設の管理職を対象とした研修会の実施。それを踏まえ、各施設での職員に対する説明会（研修会）の実施。
- 平成28年 1月～ 具体的な検討に入る。（勤務シフトに与える影響等）
- 平成28年12月 実現がより可能な「半日単位の取得」の検討。
- 平成29年 1月 「変更届」の作成及び提出。（計画期間を1年間延長）
- 平成29年 4月 より実現可能な対応を検討及び周知
- 平成29年 6月 役員会への議案提出。

目標 2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 平成27年 2月 自社のホームページに行動計画を掲載する。
経営・管理職参加の「計画会議」において、「目標 1」の趣旨説明を行う。
各施設に「行動計画」を掲示し、職員会議等で周知を図る。
- 平成27年 2月 経営・管理職参加の「計画会議」において、「目標 2」の趣旨説明を行い、具体的な内容の検討を開始。
- 平成27年 3月～ 諸制度の手引書の作成と全職員への配布
- 平成27年 4月 事務局内に専任担当者を置く。
- 平成27年 4月～ 施設の要望を受け、説明会の開催。
- 平成27年 5月～ 「目標 2」に係る内容を周知するため、各施設の管理職を対象とした研修会の実施。それを踏まえ、各施設での職員に対する説明会（研修会）の実施。
- 平成27年 6月～ 新卒採用者・中途対象者に対する研修での説明。
- 平成27年 7月～ 手続き等に係る相談会を実施。
- 平成29年 2月 計画期間の延長に伴い、再度制度の確認と周知。

目標 3：若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供。
トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の実施

<対策>

- 平成27年 2月 自社のホームページに行動計画を掲載する。
経営・管理職参加の「計画会議」において、「目標 1」の趣旨説明を行う。
各施設に「行動計画」を掲示し、職員会議等で周知を図る。
- 平成27年 2月 経営・管理職参加の「計画会議」において、「目標 3」の趣旨説明を行い、具体的な内容の検討を開始。
- 平成27年 3月～ 実施要項の作成。白寿会インターシップの手引きの作成。
- 平成27年 4月～ 大学生・専門学校生・高校生を対象に、学校を訪問し説明を実施。
- 平成27年 5月～ マイナビ・リクナビとの連携を図る。（対外的な告知等）